

## 認定審査の実施について

道路交通法及び確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）の規定に基づき、駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定に係る審査を下記のとおり実施いたします。

### 1 審査日時

令和元年8月8日（木）午前9時30分から午前10時30分まで

### 2 審査場所

千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館501号会議室

### 3 対象者（確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項各号該当者）

- 道路交通関係法令の規定違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者
- 上記各項目に掲げる者と同等の経歴を有する者

### 4 認定申請申込み手續

#### （1）受付期間

令和元年7月1日（月）から7月19日（金）までの平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

#### （2）申請先

千葉市中央区長洲1丁目9番1号 千葉県警察本部  
交通部交通指導課駐車対策センター

#### （3）申請方法

認定審査を希望する方は、4（4）に記載する書類に必要事項を記入して、4（2）の申請先に提出してください。

#### （4）必要な書類

ア 認定申請書（千葉県道路交通法施行細則別記第4号様式の4）

イ 写真1枚

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの

ウ 経歴証明書（確認事務の委託の手續等に関する事務取扱要領様式第28号、警察官用）、証明願（同様式第29号、退職警察官用）又は認定申請に係る経歴申立書（同様式第30号、一般人用）

認定申請にかかる経歴申立書を提出する者は、放置車両確認機関等の法人が作成する「当該申請者に関し、確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項第2号、第3号に従事した者であることを証明する書面」を併せて提出すること。

5 認定審査申請手数料の金額、納入時期及び納入方法

(1) 認定審査申請手数料の金額

4,500円

(2) 納入時期及び納入方法

千葉県収入証紙により、認定申請書提出時に納入してください。

千葉県収入証紙は、申請先では取り扱っていないため、事前に準備してください（隣接の千葉県庁中庁舎地下売店で取り扱っています。）。

6 備考

(1) 申請書等の様式については、千葉県警察本部ホームページ／申請・届出／申請書ダウンロード／交通部／交通指導課に掲出してあります。

(2) 認定審査は、駐車監視員資格者講習の修了審査と一緒に実施します。

(3) 認定審査は、正誤式50問で、合格基準は90%以上です。また、認定審査後、合否判定、修了証明書の交付などで、当日は、午後2時30分頃までかかる予定ですが、受講者数により終了時刻は前後しますので、ご了承ください。

(4) 認定審査の当日に悪天候等で、公共交通機関の大幅な遅延などが発生した場合には、実施時間等を変更することがあるので、あらかじめ御了承願います。

本件問合せ先

千葉県警察本部交通部交通指導課

駐車対策センター駐車企画係

電話043-201-0110（代表）